

## 裁 決 書

審査請求人

処分庁

審査請求人が平成30年(2018年)3月5日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第9項において準用する同条第3項に基づく生活保護変更申請却下処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件処分のうち、次に掲げる部分を取り消し、その余に係る審査請求については棄却する。

1. 審査請求人に係る平成29年(2017年)6月1日の手術前受診の際の宿泊料
2. 審査請求人に係る平成29年(2017年)9月1日の退院の際の交通費
3. 審査請求人に係る平成29年(2017年)9月22日及び同年10月27日の退院後経過観察の際の交通費等
4. 長女に係る平成29年(2017年)6月28日から同年6月30日までの手術立会いにおける交通費及び宿泊料

### 事案の概要

1. 平成26年(2014年)9月24日、処分庁は、審査請求人及びその長女(以下「長女」という。)の保護を開始した。
2. 平成29年(2017年)5月8日、審査請求人は、[REDACTED]に所在する医療機関において股関節の手術を受けることを希望する旨を処分庁に申し出た。処分庁は、県外受診

の妥当性について協議が必要であることを審査請求人に説明した。

- 3 その後、審査請求人は、「県外受診の医療許可願い」（平成29年（2017年）5月16日付け）を処分庁に提出した。
- 4 平成29年（2017年）5月25日、審査請求人は、XXXXXXXXXX（XXXXXXXXXX）を受診した。審査請求人は、この通院に高速バス等を利用した。
- 5 平成29年（2017年）5月29日、処分庁は、審査請求人から、同年5月25日に受診した旨の「県外受診のご報告」（同年5月26日付け）を受理した。
- 6 平成29年（2017年）6月2日、審査請求人は、XXXXXXXXXX他を受診して手術の説明を受けるなどした。この受診のため、審査請求人は、同年6月1日に高速バス等を利用してXXXXXXXXXXへ行き、XXXXXXXXXX近くのホテルに1泊し、同年6月2日の受診後に高速バス等を利用して帰宅した。また、長女は、審査請求人の手術の説明を家族として受けるため、この通院に同行した。その行程は、審査請求人と同様である。
- 7 平成29年（2017年）6月6日、処分庁は、審査請求人から、同年6月2日に受診した旨の「県外受診のご報告」（同年6月3日付け）を受理した。
- 8 平成29年（2017年）6月8日、6月15日及び6月22日、審査請求人は、貯血等のため、XXXXXXXXXXを受診した。審査請求人は、これらの通院に高速バス等を利用した。処分庁は、審査請求人から、これらの受診をした旨の「県外受診のご報告Ⅲ」（同年6月9日付け）、「県外受診のご報告Ⅳ」（同年6月16日付け）、「県外受診のご報告Ⅴ」（同年6月23日付け）を、それぞれ同年6月13日、6月20日、6月27日に受理した。
- 9 平成29年（2017年）6月16日、処分庁は、XXXXXXXXXX他が提出した医療要否意見書を踏まえ、嘱託医協議を行った。
- 10 平成29年（2017年）6月28日、審査請求人は、高速バス等を利用してXXXXXXXXXXへ行って入院し、同年6月29日に手術を受けた。また、長女は、手術立会いのため、同年6月28日に審査請求人に同行して高速バス等を利用してXXXXXXXXXXへ行き、XXXXXXXXXX近くのホテルに2泊、同年6月29日に審査請求人の手術に立ち会い、同年6月30日に高速バス等を利用して帰宅した。
- 11 平成29年（2017年）6月29日、処分庁は、XXXXXXXXXXから、審査請求人が同年6月28日に入院したとの報告を受けた。
- 12 平成29年（2017年）7月15日、8月2日及び8月23日、長女は、入院中で

熊  
知

ある審査請求人の身の回りの世話（洗濯など）をするために、                    に行った。長女は、この移動に高速バス等を利用した。

13 平成29年（2017年）8月3日までに、処分庁は、                    他が提出した審査請求人に係る移送給付の可否意見書を踏まえ、嘱託医協議を行った。

14 平成29年（2017年）8月8日、処分庁は、審査請求人から、5月及び6月の受診の際の審査請求人及び長女の交通費等に係る「県外受診の移送費5月、6月分のご報告」（同年7月30日付け）を受理した。

15 平成29年（2017年）8月22日、処分庁は、審査請求人から同年5月分及び6月分の移送費として申立てのあったもののうち、審査請求人に係る交通費の合計57,060円を移送費として支給決定した。

16 平成29年（2017年）9月1日、審査請求人は、                    を退院した。審査請求人は、退院して自宅に帰るにあたり、                    から自宅までタクシーを利用した。また、同日、長女は、自宅から高速バス等を利用して                    に行き、審査請求人の帰宅に付き添った。

17 平成29年（2017年）9月22日、審査請求人は、退院後の経過観察のために、                    （                    ）を受診した。同クリニックは、審査請求人の主治医が開業した医療機関であり、審査請求人は、この通院にレンタカーを利用した。

18 平成29年（2017年）9月25日、処分庁は、審査請求人から、長女に係る同年6月分の交通費等の支給を再度求める旨の「県外受診の移送費（5月、6月）についての異議申し立て」（同年9月21日付け）を受理した。

19 平成29年（2017年）9月26日、処分庁は、審査請求人から、長女が同年7月及び8月に                    に行った際の交通費3回分に係る「県外受診に必要であった移送費（7月、8月）の申請」（同年9月24日付け）を受理した。

20 平成29年（2017年）10月27日、審査請求人は、経過観察のために  を受診した。審査請求人は、この通院にレンタカーを利用した。

21 平成29年（2017年）11月21日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人の入院中に長女が見舞いに行った際の交通費について、支給が可能であるか検討中であることを説明した。

22 平成29年（2017年）11月22日、処分庁は、審査請求人から、同人が同年9



月22日及び10月27日に[REDACTED]を受診した際のレンタカー利用に係る「県外受診の移送費、9月、10月分の申請」(同年11月20日付け)を受理した。

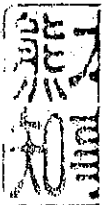
23 平成29年(2017年)11月22日までに、処分庁は、[REDACTED]が提出した審査請求人の移送給付に係る要否意見書を踏まえ、嘱託医協議を行った。

24 平成29年(2017年)11月29日、処分庁は、長女に係る交通費、審査請求人に係る同年9月及び10月の交通費について嘱託医協議を行い、同年11月30日に検討会議を実施した。

25 平成29年(2017年)12月1日、処分庁は、この審査請求人の県外受診に関し、長女の移送費は支給しないとし、また、審査請求人の移送費については、自宅最寄りのバス停から病院最寄りのバス停間の高速バス代及び路線バス代並びに病院最寄りのバス停から病院間等で公共交通機関の利用が著しく困難な区間のタクシー代に限り支給し、それ以外の費用は支給しないとする本件処分を決定した。

26 平成29年(2017年)12月5日、処分庁は、審査請求人に対し本件処分通知書を手渡し、その内容を説明した。

#### 審理関係人の主張の要旨



#### 1 審査請求人の主張

審査請求人に関し、平成29年(2017年)6月2日の受診は、医療機関から指定されたものであり、患者側の都合で受診時間等を指定することはできず、前泊が必要であった。同年9月1日の退院時の帰宅については、手術後であり、主治医から高速バスのステップ高さ45センチメートルの昇降は困難であると明示されており、タクシーの利用はやむを得なかった。また、退院後の同年9月22日及び同年10月27日の通院については、主治医から疼痛が強い場合はレンタカーの利用もやむを得ないと明示されている。よって、審査請求人に係る移送費を不支給としたことは納得できない。

さらに、審査請求人の手術に関し、主治医から、家族の手術前説明会の同伴や手術時の立会い、洗濯等の入院介助の必要性等が明示されている。よって、長女に係る移送費を不支給としたことは納得できない。

以上により、本件処分の取消しを求める。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、長女に係る平成29年(2017年)6月1日から同年6月2日までにかかる交通費等について、同年8月22日に[REDACTED]に病状調査を行い、審査請求人の術前説明の際に家族の同席を求めたわけではないこと(あくまで案内をしたという程度)、術前説明の案内は手術を行う患者に対する通例的な対応として行ったものであること、審査請求人が医学的管理を要する状態であった(同行者の介助などを要する状態であった)わけではないことを確認し、協議の結果、不支給とした。

次に、長女に係る平成29年(2017年)7月15日、8月2日及び8月23日の交通費について、同年9月28日に[REDACTED]に病状調査を行い、審査請求人の入院中の洗濯物の整理など身の回りの世話を病院が長女に依頼した事実はないこと、審査請求人に限らず入院患者の身の回りの世話は全般的に病院職員が行い、また、審査請求人の病状もこれを超える介助等が必要なほど動けない状態ではなかったことを確認し、協議の結果、不支給とした。

そして、長女に係る平成29年(2017年)9月1日の交通費、審査請求人に係る同年9月1日、9月22日及び10月27日分の交通費について、[REDACTED]に病状調査を行い、審査請求人の日常動作には特に制限がなく、歩行にも問題ないこと(公共交通機関等の利用により通院可能)、退院時についても、特段付添いが必要な状態ではなかったことを確認し、協議の結果、不支給とした。

以上のとおり、移送費の支給を認めるに足る根拠は確認できず、本件処分を行ったものであり、本件審査請求には理由がなく、棄却する裁決を求める。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

#### (1) 医療扶助の移送関係

ア 法第15条は、医療扶助は、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる」とし、同条第6号で「移送」を掲げている。

イ 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第4は、医療扶助基準を定め、移送費について「移送に必要な最小限度の額」



とする。

ウ 「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年(1961年)9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。)第3-9-(1)は、医療扶助の移送の給付方針について、「個別にその内容を審査」して給付を行うものとする。また、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること」とする。

エ 運営要領第3-9-(2)は、医療扶助の移送の給付の範囲として、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」等を掲げている。

また、受診する医療機関について、「原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限る」とするが、例外として、「傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる」とする。

オ 運営要領第3-9-(3)は、医療扶助の移送の給付手続を定めている。

(ア) 運営要領第3-9-(3)-アは、「給付手続きの周知」として、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知する」とする。

(イ) 運営要領第3-9-(3)-イは、「給付決定に関する審査」として、「被保護者から申請があった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定する」とする。ただし、「医療要否意見書等により、移送を要することが明らかな場合であり、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付要否意見書(移送)の提出を求める必要はない」とする。

熊知

そして、「移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定する」とし、「福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものである」とする。

(ウ) 運営要領第3-9-(3) -ウは、「事後申請の取扱い」として、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」とする。

カ 運営要領第3-9-(4) -アは、医療扶助の移送に要する費用について、「傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費（医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の日当等も含む。）」とする。

キ 「生活保護問答集について」（平成21年（2009年）3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「問答集」という。）第2編第3-6-(5)は、「医療扶助による移送の給付対象は、患者が受診する場合等の患者自身に係る移送費用、患者移送のための真にやむを得ない事情により付添人を必要とするときの付添人の移送費用、医師の往診等に伴う費用等であって、患者の傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものについて認められている」としている。

ク 問答集第2編問60の3は、医療扶助の移送における「事後申請の取扱い」について、「休日・夜間等の福祉事務所が閉庁時の突発的な傷病もしくは傷病等の状態により福祉事務所へ連絡できない状況などは事後の申請でもやむを得ない」とする。

そして、「被保護者に対して福祉事務所が移送の給付の内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要である旨を保護のしおり等文書にて知らせていなかったことから、当該被保護者が事前の申請が困難であった場合（略）については、上記緊急の場合に準じて取扱う」とする。

ケ 問答集第2編問65は、医療扶助の移送における「宿泊費を伴う場合の取扱い」

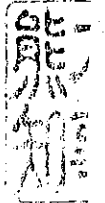


として、「被保護者が、治療上の必要性から遠方の指定医療機関を受診する場合であって、治療に要する時間等により、日帰りが困難であると認められる場合」には、宿泊費を医療扶助の通院移送費として支給して差し支えないとする。加えて、「ただし、本人の希望のみによることなく、各福祉事務所において、医療の必要性や通院に要する時間等を考慮して、真にやむを得ない理由があるかどうかを厳正に審査する」とする。

コ 「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成20年（2008年）4月4日社援保発第0404001号。厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「医療移送審査通知」という。）記1は、医療扶助の移送の趣旨・考え方について、「支給する場合であっても受給者間での不公平が生じないようにするほか、経済的かつ合理的な経路による必要な最小限度の範囲で支給するなど、国民の目線に立った運用が肝要である」とされている。

サ 医療移送審査通知記3-イ（イ）は、「タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行う」とする。

シ 医療移送審査通知記4-アは、医療扶助の移送の給付について、「福祉事務所が経済的かつ合理的な経路・手段として認めたものに限り給付を行うものであり、福祉事務所が認めた以外の経路・手段を用いたことにより余分にかかる交通費については、給付の対象と認められない」とする。



## (2) 生活扶助の移送関係

ア 法第12条は、生活扶助は、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる」とし、同条第2号で「移送」を掲げている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年（1963年）4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という。）第7-2-（7）-アは、生活扶助の移送について、「次のいずれかに掲げる場合において他に経費を支出する方法がないとき」に行うとし、（ク）に「被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合」を掲げる。また、移送費の範囲は、「必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額」とする。



## 2 本件処分の適法性及び妥当性

### (1) 事後の申請に係る支給の適否

生活保護法の解釈と運用（改訂増補小山進次郎著）によれば、法第24条第9項の保護の変更に関し、その効果は遡及せず、将来的であることを原則としており、事前申請の必要性が述べられている。

また、医療扶助の移送の給付手続においても、事前申請の必要性について、運営要領第3-9-(3)-イは、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費は、原則として給付の対象とならないとし、要領第3-9-(3)-アは、福祉事務所は、要保護者に対し、原則として事前の申請が必要であることを周知することとしている。

処分庁の記録によると、平成29年（2017年）6月21日に、処分庁は審査請求人に架電し、「受診時の移送費の説明を行い、事前に認められた交通手段で通院した場合のみ支給が認められるため、適当な手段について通院先に確認する旨を伝えた」とされている。審査請求人は、反論書においてこの架電があったことを否定しているが、仮に処分庁の記録のとおりであるとしても、明確に事前申請が必要とまで説明したとは認められず、事前申請の必要性を十分に説明したとは言い難い。

その後も処分庁は、複数回にわたり、「県外受診の移送費のご報告」等として審査請求人から報告を受けたにもかかわらず、原則として事前申請が必要であることや、具体的な申請手続について説明したとは認められない。したがって、審査請求人は、事前の申請が困難であったと認められる。

よって、医療扶助における移送費については、問答集第2編問6.0の3により、「緊急の場合」に準じて取り扱い、内容確認の上、給付を行うことを、また、生活扶助における移送費についても同様に取り扱うことを前提として、以下判断する。

### (2) 審査請求人に係る移送費の支給について

まず、本件処分における審査請求人に係る移送費の支給について検討する。

医療扶助における移送の給付方針については、運営要領第3-9-(1)により、個別にその内容を審査して給付を行うものとされており、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」



とされている。また、医療扶助の移送の趣旨・考え方については、医療移送審査通知記1により、「支給する場合であっても受給者間での不公平が生じないようにするほか、経済的かつ合理的な経路による必要な最小限度の範囲で支給するなど、国民の目線に立った運用が肝要である」とされている。

#### ア 手術前受診の際の宿泊料

問答集第2編問65によれば、宿泊費を伴う場合の取扱いについて、被保護者が、治療上の必要性から遠方の指定医療機関を受診する場合であって、治療に要する時間等により、日帰りが困難であると認められる場合は、宿泊費を医療扶助の通院移送費として支給して差し支えないとされている。

平成29年(2017年)6月2日の手術前の受診時に要した費用に関し、通院に利用する高速バスの到着予定時刻等を考慮すると、受診予定時刻に間に合うためには前泊することはやむを得ず、手術前の受診のために要した宿泊料については支給されるべきと認められる。よって、この点不支給とした処分庁の判断は妥当とはいえない。

#### イ 退院の際のタクシー利用料及び高速道路利用料

平成29年(2017年)9月1日の退院時に要した費用に関し、平成29年(2017年)7月13日付けで入院先の医療機関が処分庁に提出した給付要否意見書には、移送費の給付を「要する」との主治医の意見が記載されており、処分庁の嘱託医の意見も同様である。

少なくとも、退院には何らかの交通手段を必要とするから、当該給付要否意見書に記載されている事項、受給者間での公平性、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡等を考慮した上で、経済的かつ合理的な経路及び交通手段を用いる場合に要する交通費相当分については支給されるべきである。よって、この点につき、タクシーの利用が不適切であるとして不支給とした処分庁の判断は妥当とはいえない。

#### ウ 退院後経過観察の際のレンタカー利用料及びそれに係る諸経費

平成29年(2017年)9月22日及び同年10月27日の退院後の経過観察に要した費用に関し、平成29年(2017年)11月16日付けで通院先の医療機関が処分庁に提出した給付要否意見書には、移送費の給付を「要する」との主治医の意見が記載されており、処分庁の嘱託医の意見も同様である。

能  
知

退院後の経過観察は、運営要領第3-9-(1)にいう「療養に必要な最小限度の日数」に含まれ、少なくとも、通院には何らかの交通手段を必要とするから、前記イ同様、当該給付要否意見書に記載されている事項、受給者間での公平性、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡等を考慮した上で、経済的かつ合理的な経路及び交通手段を用いる場合に要する交通費相当分については支給されるべきである。よって、この点につき、生活保護制度においてレンタカーの利用が容認されていないとして不支給とした処分庁の判断は妥当とはいえない。

(3) 長女に係る移送費の支給について

次に、本件処分における長女に係る移送費の支給について検討する。

まず、医療扶助の移送費の給付に関して、問答集第2編第3-6-(5)では、給付対象の一つとして、「患者移送のために真にやむを得ない事情により付添人を必要とするときの付添人の移送費用」が挙げられている。また、運営要領第3-9-(4)-アでは、「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費(医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の日当等も含む。)」を支給するとされている。医療扶助の移送費の給付の検討に当たり、長女の付添いに要した費用が、上記にいう「最小限度の実費」に該当するためには、審査請求人の移動に長女の付添いが必要であったか否かが争点と考えられる。

次に、生活扶助の移送費の給付に関して、局長通知第7-2-(7)-アでは、「次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないとき」に移送費の支給が行われるとされており、支給が認められる場合の一つとして、「被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合」が挙げられている。生活扶助の移送費の給付の検討に当たっては、長女の付添いが、上記にいう「最小限度の連絡を要する場合」に該当するか否かが争点と考えられる。

ア 手術前説明同行の際の高速バス代等交通費及び宿泊料

平成29年(2017年)6月1日及び同年6月2日の手術前の説明に要した費用について、審査請求人は、手術の説明会に家族の同行が要求され、そのための長女の交通費及び宿泊料が必要であるとの主張をしている。

この点についてみると、医療扶助の移送費の給付に関して、この長女の移動は、手術の説明に同席することを目的としており、審査請求人は自力で移動することができる状



態であったから、審査請求人の移動に長女の付添いが必要であったとは認められない。また、生活扶助の移送費の給付に関しては、手術時の立会いとは異なり、医師の説明を十分に理解できる状況であったと考えられることから、手術前の説明に家族が同席することが「最小限度の連絡を要する場合」に該当するとまでは認められない。よって、これを不支給とした処分庁の判断は、違法又は不当とはいえない。

#### イ 手術立会いにおける高速バス代等交通費及び宿泊料

平成29年(2017年)6月28日から同年6月30日までの手術時の立会いに要した費用について、審査請求人は、手術中の家族の立会いが要求され、そのための長女の交通費及び宿泊料が必要であるとの主張をしており、主治医の見解書でも、「手術には合併症などを起こす可能性があるため、手術当日には御家族の立ち会いが必要」であると示されている。

この点についてみると、医療扶助の移送費の給付に関して、この長女の移動は、手術の立会いを目的としており、審査請求人は自力で移動することができる状態であったから、審査請求人の移動に長女の付添いが必要であったとは認められない。

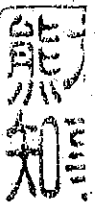
しかしながら、生活扶助の移送費の給付に関して、本件における審査請求人の手術は、不測の事態等に備えて医療機関から家族の立会いを求められたものであり、本人が全身麻酔により一定期間意識を失っていることを考慮すると、「最小限度の連絡を要する場合」として、生活扶助の移送費の給付の対象となりうると考えられる。よって、これを不支給とした処分庁の判断は妥当とはいえない。

なお、長女は、平成29年(2017年)6月28日と同年6月29日の2日間にわたり宿泊をしているが、当該申請の適否を検討するに当たっては、当該交通費のみならず、宿泊料についても「最小限度の連絡を要する場合」に該当するかどうか、審査請求人の意識の状態や交通機関の状況等の事実関係を把握した上で決定を行うことが必要である。

#### ウ 審査請求人が入院していた期間の世話における高速バス代等交通費

平成29年(2017年)7月15日、同年8月2日及び同年8月23日に入院していた審査請求人の世話のために要した費用について、審査請求人は、入院中に洗濯、介助のために家族の来院が必要であった旨主張している。

この点についてみると、医療扶助の移送費の給付に関して、この長女の移動は、審査請求人の移動に付き添うものではない。また、生活扶助の移送費の給付に関しては、前



記ア同様、入院中に洗濯等の世話をすることが「最小限度の連絡を要する場合」に該当するとまでは認められない。よって、これを不支給とした処分庁の判断は、違法又は不当とはいえない。

なお、審査請求人が入院している期間に支給されていた入院患者日用品費は、病院等の入院患者にとって、身の回り品等の日常生活費（被服費、理容衛生費、教育娯楽費など）の補填としての性格を有しており、入院中の洗濯に要した費用は、入院患者日用品費として支給される金員を充てることが予定されている（第25回社会保障審議会生活保護基準部会資料2参照）。

エ 審査請求人が退院した際の同行に要した高速バス代等交通費

平成29年（2017年）9月1日の審査請求人の退院時に要した長女の費用について、審査請求人は、この際の交通費の支給を求めている。

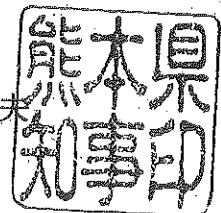
この点についてみると、医療扶助の移送費の給付に関して、退院の際の移動については交通機関の乗務員の配慮等も期待でき、その補助を長女がしなければならないとまでは認められない。また、生活扶助の移送費の給付に関しては、前記ア及びウ同様、審査請求人の退院に同行することが、「最小限度の連絡を要する場合」に該当するとまでは認められない。よって、これを不支給とした処分庁の判断は、違法又は不当とはいえない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求の一部には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年（2019年）2月12日

熊本県知事 蒲島 郁 夫



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日

の翌日から起算して6か月以内に、[ ]を被告として（[ ]が被告の代表となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、[ ]を被告として（訴訟において[ ]を代表する者は[ ]となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。